

欧州訴訟シリーズ

パート1 フランスでの証拠差押 (*saisie-contrefaçon*、知的財産権侵害に基づく証拠保全)

フランスの知的財産権訴訟において侵害証拠を収集するのに最も有用な手法として実施されているのは、被告に対して捜索および証拠差押請求の申し立てをすることができるという、知的財産権侵害に基づく証拠保全 (*saisie-contrefaçon*) です。この手続きは特許侵害訴訟の前に幅広く利用されており、大審裁判所 (*Tribunal de Grande Instance, TGI*) の裁判官により承認されます。被告は事前に差押えについて通知されることはありません。

知的財産権者及び排他的実施権者 (ライセンス契約で制約されていない限り) のどちらも差押えの請求をすることができます。裁判官が差押命令を出す (一部のケースで保証金の納入が必要となる事もあります) と、執行官は以下のものを差し押さえます。侵害と主張された製品またはその詳細な説明、侵害と主張された方法の実施のために使用される装置もしくは取得された製品、そしてその製造地、出荷先、数量など侵害を証明する関連書類がそれに当たります。書類の例としては、技術文書、セールス文書や会計書類及びそれらのコピーが挙げられます。

差押申請および差押えそのものを成功させるには、綿密で考え抜かれた準備が欠かせません。具体的には、既知事項やすでに所持している証拠、事実関係、希望する差押方法、説明や差押えを求める対象物品、差押えを行う場所を慎重に特定し、裁判官に提出しなければなりません。差押命令にて指示された差押方法の執行、および指示された物品の差押えのみが執行可能となる為、希望する差押え方法および説明や差押えを求める対象物品の特定は最も重要となります。差押対象場所には、侵害と主張された製品が製造、保管、または展示されているとされる場所が挙げられますが、関連した会計情報が保管されているとされる場所も含まれます。加えて、専門家と執行官との間で打ち合わせを1回または複数回行うことは、技術的に複雑な製品または方法を伴う特許侵害の場合は特に、差押えの準備に極めて有用となります。

裁判官による差押命令には希望された差押方法の全てまたは一部が含まれ、差押手続きの範囲を決定するものとなります。執行官は、この範囲内での全ての差押手続きを行う権限を有する唯一の人物です。手続きは執行官および同行者の紹介、被告に対し差押命令及び請求を通告、聴取の実施 (少なくともある程度)、写真撮影を含む証拠の採取、調書の作成が含まれます。執行官には、専門家が同行します。特許侵害に関する証拠捜索の場合には、この専門家は原告に選任された特許弁護士が務め、通常は侵害と主張さ

れた製品の説明を通して執行官の補助を行います。一方で、IT専門家、プロの写真家、侵害と主張された製品の移動や分解ができる技術者、会計専門家が執行官に同行することもあります。被告が協力しない場合、警察が介入することもあります。

被告は例えば証拠書類の不足または不備を理由に、執行命令の許可に対して異議を申し立てることができる。あるいは執行命令の範囲外の行動、執行官ではなく同行専門家による一部差押手続きの執行、原告が同行し執行を補助している、そして訴権の乱用（差押手続きが漁業を伴う場合等）を含む、フランス法または判例法に基づく違反行為を指摘し、差押えの妥当性を争う場合もあります。

差押執行後速やか（差押えから20営業日か31暦日のいずれか長い方）に訴訟を提起しない場合、証拠保全は失効し、差押全体が無効となります。